

仕 様 書

1. 業務名

小・中学校ほか電気工作物点検業務

2. 業務期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

3. 契約の対象となる電気工作物

別紙 1 - 2 「事業場名・所在地及び電気設備」のとおり

4. 保安管理業務の内容

本業務は、電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）（以下「電気事業法」という。）第 4 3 条の規定により、電気主任技術者を定めるとともに、自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）を常に良好な状態に維持保全し、施設の正常な運営を確保するために、電気工作物の工事・維持及び運用に関する保全を行うもので、電気事業法第 4 2 条第 1 項の規定により下関市（以下「甲」という。）が経済産業大臣（中国経済産業局長）に届け出た電気保安規程、関係諸法規及び本仕様書に準拠して実施するものであり、その内容は次のとおりとする。

(1) 保安管理業務のうち定例的な業務（以下「定例業務」という。）は、次に掲げるものとし、その細目及び具体的な基準は、別紙 1 - 3 「点検業務の細目及び基準」、別紙 1 - 6 「点検、測定及び試験の基準」に定めるところによる。

① 電気工作物の維持及び運用について、下記の定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準等に適合しない事項又はその他必要な事項がある場合は、指導又は助言を行うこと。

月次点検 隔月又は 3 ヶ月に 1 回点検
別紙 1 - 4 「点検予定表」参照

年次点検 毎年 1 回
別紙 1 - 5 「停電作業年度計画予定表」参照

② 電気工作物の設置、改造等の工事期間中にあつては、毎週 1 回以上の点検を行い、指導又は助言を行うこと。ただし、定例業務としては 1 ヶ月のうち初回のみとする。

③ 電気事故が発生した場合又は発生する恐れがある場合、本業務受託者（以下「乙」という。）は必要に応じ臨時点検を行い、甲に対して応急措置を指導するとともに、再発防止についてとるべき措置の指導又は助言を行うこと。

なお、電気事業法第 1 0 6 条に定める電気事故報告を行う場合は、その作成及び手続きの指導を行うこと。

- ④ 電気事業法第 107 条に定める立入り検査の立会を行うこと。
- (2) 保安管理業務のうち、前 (1) 以外の業務 (以下「定例外業務」という。) は、次の各号に掲げるものとし、その都度行う。
 - ① 前 (1) ②でいう工事の点検で 1 ヶ月のうち 2 回目以降の点検は、定例外業務として指導又は助言を行うこと。
 - ② 電気工作物の事故防止のため必要に応じて精密検査を行うこと。

5. 協力義務

甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、指導した事項については、すみやかに必要な措置をとり、又、乙が助言した事項については、乙の意見を尊重するものとする。

6. 甲乙相互の通知義務

- (1) 甲は、次の各号に掲げる場合は、その具体的内容をただちに乙に通知する。
 - ① 電気事故、その他電気工作物に異常が発生し又は発生する恐れがある場合。
 - ② 経済産業大臣又は中国四国産業保安監督部長が電気関係法令に基づいて検査を行う場合。
 - ③ 電気工作物の保安に関する書類を経済産業大臣又は中国四国産業保安監督部長に提出する場合。
 - ④ 電気工作物の設置又は変更工事を計画する場合、施工する場合及び工事の完成した場合。
 - ⑤ 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対して電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は演習訓練を行う場合。
 - ⑥ 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合。
 - ⑦ 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備する場合。
 - ⑧ 責任分界又は需要設備構内を変更する場合。
 - ⑨ 電気の保安に関する組織を変更する場合。
 - ⑩ 電気工作物に近接して電気工作物以外の作業を行う場合。
 - ⑪ その他必要事項
- (2) 乙は、次の各号にかかげる事項を甲に通知するものとする。
 - ① 乙の執務時間内における乙への連絡方法
 - ② 乙の執務時間外における乙への連絡方法
 - ③ その他必要事項

7. 連絡責任者

- (1) 甲は、設置してある電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため必要な事項を乙に連絡する連絡責任者を定め、氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。
- (2) 前 (1) の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者 (以下連絡責任者及びその代務者を併せて「連絡責任者」という。) を定め、すみやかにその氏名、

連絡方法等を乙に通知するものとする。

(3) 前 (1) (2) に変更が生じた場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(4) 連絡責任者は、乙の行う保安全管理業務に立ち会うものとする。

8. 点検者の資格

(1) 乙は、保安全管理業務を実施するもの（以下「保安員」という。）に電気主任技術者免状の交付を受けている者をあてるものとする。

(2) 保安員は必要に応じて補助員を同行し、保安全管理業務の実施を補助させることがある。

9. 記録の保存

乙が実施した保安全管理業務の結果の記録等は、甲乙双方において3年間保存するものとする。

10. その他

① 委託料の支払方法は、月払いとする。

② 乙は、設置場所の管理運営上支障のないよう保安全管理業務を実施するものとする。

③ 乙は、保安全管理業務の実施に当たっては、甲と事前に協議して、日時等を決定するものとする。

④ 乙は、「環境に関する配慮事項」として、別記1「特記仕様書（環境編簡易）」のとおりとする。

⑤ 乙は、業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別記2「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおりとする。